

## 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の対象工事の 拡大等について

このことについて、国土交通省における取扱いが改正されたことに伴い、平成20年12月4日付け「地域建設業経営強化融資制度について」を下記のとおり改正し、債権譲渡の対象工事を拡大することとしました。

あわせて、平成20年12月4日付け「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」の様式2も下記のとおり改正します。

なお、改正の概要は次のとおりです。

### 記

#### 1 改正の概要

##### (1) 地域建設業経営強化融資制度

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の対象工事に次の工事を加える。

債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事

なお、当該工事を対象とする場合においては、次のとおり取り扱う。

- ① 債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めない。
- ② 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とし、債権譲渡承諾依頼書は様式2-2を用いる。
- ③ 債権譲渡が行われた以降においても、債権譲渡先は、各会計年度末における部分払いを請求することができるが、債務負担行為に係るものについては、建設工事請負契約約款第38条の3第1項による読替後の第34条第1項に基づく前金払を請求することができない。
- ④ 譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなる。

##### (2) 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度「下請セーフティ ネット債務保証事業」

債権譲渡承諾依頼書（様式2）に、「資本の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」を記載する欄を設ける。